

『令和4年12月20日開催』

総務常任委員会
委員長報告

【令和4年12月定例会】

委員長 青山聖子

それでは、当委員会に審査を付託されました諸議案につきまして、その審査概要と結果を順次ご報告申し上げます。

初めに、議案第114号「令和4年度川口市一般会計補正予算（第7号）」のうち、歳出の部、第2款「総務費」及び歳入の部、第20款「繰入金」ないし第22款「諸収入」を一括議題といたしましたところ、総合文化センター費にかかわり、アスベスト検査委託料の詳細について等、質疑応答の後、一括採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第147号「令和4年度川口市一般会計補正予算（第8号）」のうち、歳入の部、第20款「繰入金」を議題といたしましたところ、財政調整基金繰入金にかかわり、繰入金の使途について等、質疑応答の後、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第124号「川口市自転車駐車場条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、並木自転車駐車場の閉鎖に係る市民への周知方法について等、質疑応答の後、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第123号「川口市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、条例改正により影響を受ける職員の有無について等、質疑応答の後、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第148号「川口市市長等常勤の特別職職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、直近の期末手当の引き上げ時期について、給与改定後の年間支給額について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、市長をはじめとする常勤の特別職職員の給与は、元々、生活給以上に高く設定されているものと判断する。コロナ禍・物価高等で大変な市民が多く、そこに、水道料金の値上げなども重なり、そうした市民生活の実態を考えれば、市政運営の中枢を担う地位にある常勤の特別職職員について、期末手当を増額することは認められないことから、反対するとの意見。

また、国家公務員との均衡を考慮するため、特別職の国家公務員の給与改定を参考に改定することは、適正かつ合理的なものであると考えることから、賛成するとの意見がそれぞれ述べられたる後、採決の結果、起立者多数で可決と決しました。

次に、議案第149号「川口市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、給料の平均引き上げ額について等、質疑応答の後、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第119号「川口市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の一

部を改正する条例」ないし議案第122号「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第125号「川口市個人情報の保護に関する条例」の以上5議案を一括議題といたしましたところ、議案第125号にかかわり、法により条例で定めることとされている内容について、個人情報の取り扱いの変更点について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、議案第125号にかかわり、国が個人情報の取り扱いを規格化・標準化し、地方自治体の裁量を認めないということが一番大きな問題であること。議案第119号にかかわり、市独自の運用について、審議会に諮問されなくなることは、地方自治体としての裁量が後退すること。以上のことから、地方自治体が先進的に進めてきた個人情報保護制度を画一化し、条例制定権をも制約するものと判断し、5議案のうち、議案第119号及び議案第125号については反対するとの意見。

また、議案第125号にかかわり、必須とされている開示請求の手数料を規定するだけでなく、審議会への報告の義務付けや制度の運用状況の報告・公表等、法が許容する範囲において、個人情報保護制度の適正な運用を確保するための措置が講じられていること。議案第119号にかかわり、議案第125号に係る根拠法令の整理や規定の整備を行うものであることから、賛成するとの意見がそれぞれ述べられたる後、個別採決の結果、議案第119号及び議案第125号は起立者多数で、議案第120号ないし議案第122号は起立者全員でそれぞれ可決と決しました。

次に、議案第131号「財産の取得について（GIGAスクール端末）」を議題といたしましたところ、当該端末の保証にかかわる契約内容について等、質疑応答の後、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

最後に、議案第132号「訴えの提起について（支払督促の申立て）」ないし議案第136号「訴えの提起について（支払督促の申立て）」までの以上5議案を一括議題といたしましたところ、全議案にかかわり、支払督促を行う対象者の選定方法について等、質疑応答の後、一括採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

以上で報告を終わります。